

5月1日～7日は  
憲法週間  
です

# みんなの持ち物、それは、幸せになる権利

医療や交通機関、コンピュータといった科学文明の飛躍的な進歩により、社会環境は大きく変わってまいりました。加えて、グローバル化に伴い、人権問題は、多様化、複雑化しつつあります。医療における人権、障害者の人権、性的少数者の人権といったように、新しい人権問題が社会の注目を浴びているゆえんです。

こうした人権問題に対応する場合、何よりもまず、日本国憲法13条を見るべきでしょう。「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定されています。この条文で大切なのは、「幸福追求に対する国民の権利」です。「生きとし生けるものは、すべて幸福を求めて生きる」と言われていまいすように、人間だれしも幸福を求めて生きるのですから、憲法は、幸福を求める権利（幸福追求権）を、生命、自由と並んでまさに「人権」として保障していると考えられます。

新しい人権問題を考えるうえで大切なのは、憲法上でこれまでではっきりと人権とは認められていないものについても、人間が人間らしく生きて行くうえで必要不可欠と考えられる利益は、幸福追求権に基づく人権として保障すべきだということです。裁判所は、これまでも環境権やプライバシーの権利を認めるなど、人権の幅を広げてきました。一人一人が幸福を求めて生きる幸福追求権に相応しいものであれば、裁判所もはっきりとこれを人権として認めるべきなのです。



公益財団法人  
世界人権問題研究センター  
理事長 大谷 貴

1934年生まれ。同志社大学法学部卒業、同大学院法学研究科修了。法学博士。現在、学校法人同志社総長、公益財団法人世界人権問題研究センター理事長、公益財団法人京都犯罪被害者支援センター理事長。

**公益財団法人 世界人権問題研究センター**  
当センターは平安建都1200年記念行事の一環として京都府・京都市・京都商工会議所の支援のもとに創られました。国際的人権保障体制・同和問題・在日外国人の人権問題・女性の人権・人権教育の理論と実践の5分野に分けて歴史を踏まえた研究をしています。

## お互いを認め合い、みんなが幸せになるために

私たちの周りでは、社会の変化とともに、インターネット上での誹謗中傷、外国人を排斥する趣旨の言動が公然とされる事案（いわゆるヘイトスピーチの問題）、戸籍謄本や住民票の写し等の不正取得など、人権問題は多様化、複雑化し、深刻な状況も生じています。いじめや虐待はもちろん人を誹謗中傷し、排除するような人権侵害や差別は決して許されません。

一人ひとりの命の大切さや、人と人が互いに支え合う絆の大切さ、お互いの人権を尊重し多様性を認め合うことの大切さについて、いっしょに考えてみませんか。



## 京 都 府 の 取 り 組 み

### （秘密厳守・無料） 人権擁護委員による特設相談日程

京都府では、毎日の生活の中で差別や虐待、いじめ、その他人権に関する問題について思い悩むことがある場合に、気軽に相談できる場所として、人権擁護委員による特設相談を開催しています。

地域区分	月日	開設場所
京都市・乙訓※	5/14 (木)	京都府庁1号館市民総合案内・相談センター(京都市上京区)
	6/11 (木)・7/9 (木)	
山城	6/18 (木)	京都府田辺総合庁舎(京田辺市田辺明田)
	5/21 (木)・7/16 (木)	
南丹	5/7 (木)・7/2 (木)	京都府亀岡総合庁舎(亀岡市荒塚町)
	6/4 (木)	
中丹	5/7 (木)・6/4 (木)・7/2 (木)	京都府舞鶴総合庁舎(舞鶴市宇賀)
	6/2 (火)	
	5/12 (火)・7/7 (火)	
丹後	5/13 (水)・7/8 (水)	京都府福知山総合庁舎(福知山市篠尾新町)
	6/10 (水)	

■いずれの会場も開設時間は午後1時～午後4時です。  
※京都市・乙訓会場は予約が必要です。(電話 075-414-4235)  
その他の会場については予約は不要です。  
■京都市消費生活センターでも特設相談を開催しています。  
5/28 (木)・6/25 (木) 午後1時～午後4時 (予約が必要)  
予約・お問い合わせ 電話 京都いつでもコール 075-661-3755

問い合わせ先 京都府府民生活部人権啓発推進室  
TEL 075-414-4271 FAX 075-414-4268 MAIL jinken@pref.kyoto.lg.jp  
ホームページ http://www.pref.kyoto.jp/jinken/

### 4月1日より、人権に関連する2つの条例が施行されています！

#### 京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例

障害のあるなしにかかわらず、みんなが共に安心していきいきと暮らしやすい社会の実現を目指し、この条例を制定しました。条例では、障害を理由とした不利益な取扱いによる権利利益の侵害を禁止するとともに、障害がある人にとっての社会的障壁（バリア）をなくしていくための配慮などについて定めています。また、障害を理由とした不利益取扱いや上記の配慮などに関する相談窓口を設置しています。



京都府広報監「まゆまる」  
©京都府 まゆまる 2754007

問い合わせ先 京都府健康福祉部障害者支援課  
TEL 075-414-4609 (相談専用)・075-414-4611  
FAX 075-414-4597 MAIL shogaishien@pref.kyoto.lg.jp

#### 京都府自殺対策に関する条例

京都府における昨年の自殺者数は471人。近年、減少傾向にありますが、依然として多くの方が自ら命を絶っておられます。また、自殺に関する正確な情報発信が十分でないこと等から遺族の方々は偏見に苦しんでおられます。こうしたことから、今後も中長期的に自殺対策を継続していくため、都道府県初となる自殺対策に関する条例を制定しました。条例では、悩みを抱えた方々の孤立を防ぎ、全ての府民が地域社会の一員として共に生き、共に支え合う社会の実現を目的に、オール京都体制で自殺対策を推進することとしています。



みんな大切なインリーワン「じんくん」  
京都府人権啓発キャラクター「じんくん」

問い合わせ先 京都府健康福祉部福祉・支援課  
TEL 075-414-4626 FAX 075-414-4615  
MAIL fukushiengo@pref.kyoto.lg.jp